

山形県スキー連盟競技会公認規程

平成17年7月 制定
平成26年11月8日改定
令和3年10月17日改定

第1条 山形県スキー連盟（以下「県連盟」という。）規約第4条第1項及び競技本部規程第2条第5号に規定する各種競技会の公認について規定する。

第2条 公認競技会の開催は、全て県連盟の加盟団体が主催または主管するものでなければならない。

第3条 公認競技会の申請は、毎年9月20日までに所定の様式により申請しなければならない。
2 FISレース、SAJ公認レース、山形県総合スキー大会、山形県高校スキー大会、山形県中学スキー大会についてはSAJ規程に定める手続き及び県内カレンダー会議をもって申請に代える。

第4条 公認競技会には、県連盟から技術代表等の役員を派遣することを原則とする。ただし、派遣経費は開催団体が負担するものとする。

第5条 公認競技会の公認は専門部において審査し、理事会に報告し承認を受ける。

2 公認競技会の基準及び運用についての必要事項は、専門部において別に定める。

第6条 公認料は1競技大会10,000円とし、公認通知後30日以内に納入しなければならない。

2 第3条第2項に規定する競技会は公認料を要しない。

3 当該年度の公認決定後に追加承認を受けようとする場合の公認料は、第6条に定める額の2倍の額とする。

第7条 公認競技会終了後は、関係書類を添えて速やかに報告しなければならない。

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

（附 則）

1 この規程は平成17年7月9日から施行し、平成17年7月30日から適用する。

2 第3条について、平成18年度シーズンの公認申請は、平成17年8月30日と読みかえる。

3 本規程は平成26年11月24日に改定し、平成27年6月1日から適用する。